

「5類感染症」への位置づけ変更後の対応について

2020年以降、新型コロナウイルス感染症対策として様々な制約を設けてまいりましたが、5月8日以降につきましては、「新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけ変更後の基本的感染対策の考え方（厚生労働省発出）」に基づき「感染防止の5つの基本」ならびに2月10日に政府対策本部が決定しました「マスク着用の考えかた」を参考に、可能な限り利用者様のストレスを抑え、またご親族様の不安の解消を図るため、次のとおり対応させていただきます。

1. 訪問者（面会者）の皆様への対応

- ロービーもしくは共有部分を利用させていただきます。
- 事前にご予約をいただき1組（人数に制限は設けておりません）30分以内とさせていただきます。
- 施設内および面会中は、入居者様・面会者様ともにマスクを着用させていただきます。
- 荷物搬入のための居室の入室は可能です。

2. 外出・外泊（受診ふくむ）の対応

- 外出先および外泊日数の制限は解除させていただきます。
- 外出の時はマスクの着用をお願いいたします。
- ご家族に体調不良者が出了場合は、速やかにご報告をお願いします。

3. 通所介護の対応

- ご自宅で検温していただき、発熱が認められる場合には、ご遠慮願います。過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状などに異常がないか健康状態の確認を行ったうえで、ご利用を判断させていただきます。
- ご家族の中に体調不良の方がおみえになる場合には、ご利用をお控えいただきますようお願いいたします。なお、ご家族の方の体調不良の原因が感染症でないという診断が下された場合には、ご本人の体調次第でご利用のご判断をいただきましたら結構でございます。
- 送迎時には、マスクを着用して乗車いただき、来所時には、手洗い・うがいと検温を実施いたします。

4. ボランティア・訪問販売への対応

- 屋外駐車場やロービーにおいて、ソーシャルディスタンスの確保と換気を考慮し、実施させていただきます。

なお、注意事項等詳細につきましては、弊社施設等にお尋ねください。

5. 職員の対応

- 出勤前（自宅）に検温を行い、発熱や呼吸器症状が認められる場合は、出勤を見合わせ、医療機関の受診と結果報告を義務付けます。
- 出社時、検温の記録を残すとともに、手洗い・手指消毒・うがいを励行します。
- お客様との対応の際には、必ずマスクを着用いたします。

感染法上の位置づけが変わりましても、コロナウィルスの感染力はなお強く、感染した場合、高齢者にとりましては重症化リスクが高いことには変わりありませんので、弊社といたしましては、状況を見極めながら徐々に緩和を図っていきたくと考えております。

ご家族の皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

2023年5月8日
社会福祉法人 敬峰会
理事長 中川 敬史